

京都市告示第 6 8 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 2 5 日

京都市長 松井 孝治

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	桂水0015号	旧	(起点) 西京区桂稻荷山町4番地の1地先 (終点) 西京区桂稻荷山町46番地の10地先	
		新	(起点) 西京区桂稻荷山町4番地の1地先 (終点) 西京区桂稻荷山町39番地の1地先	
2	桂水0016号	旧	(起点) 西京区桂稻荷山町39番地の1地先 (終点) 西京区桂稻荷山町11番地の5地先	
		新	(起点) 西京区桂稻荷山町39番地の1地先 (終点) 西京区桂稻荷山町60番地の1地先	
3	桂水0017号	旧	(起点) 西京区桂稻荷山町39番地の1地先 (終点) 西京区桂稻荷山町11番地の5地先	
		新	(起点) 西京区桂稻荷山町52番地地先 (終点) 西京区桂稻荷山町11番地の5地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)